



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社アーレスティ
代表者名 代表取締役社長 高橋 新
(コード番号 5852 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 辻 鶴男
(TEL 03-6369-8664)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用するため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うと共に、改正会社法により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするための定款の一部変更を行うものです。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）

以上

別紙（定款変更の内容）

(下線部は変更部分を示しています。)

現行	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 <条文省略> (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 . 取締役会 2 . <u>監査役</u> 3 . <u>監査役会</u> 4 . 会計監査人 第5条 <条文省略>	第1章 総 則 第1条～第3条 <現行どおり> (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 . 取締役会 <削除> 2 . <u>監査等委員会</u> 3 . 会計監査人 第5条 <現行どおり>
第2章 株 式 第6条～第11条 <条文省略>	第2章 株 式 第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会 第12条～第17条 <条文省略>	第3章 株主総会 第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会 (定員) 第18条 当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 <新設> (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) <条文省略> (3) <条文省略> (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <新設> <新設> <新設>	第4章 取締役および取締役会 (定員) 第18条 当会社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。 (2) 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役</u> は、 <u>5</u> 名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> (2) <現行どおり> (3) <現行どおり> (任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> (3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (4) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u>

<p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。ほかに取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 <条文省略></p> <p>(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長 1 名を選定する。ほかに<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>第 29 条～第 30 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 <現行どおり></p> <p>(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結すること</p>
---	--

<p>づく賠償責任の限度額は 400 万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(定員)</u></p> <p><u>第 31 条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(2) 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決</u></p>	<p>ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 400 万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p><削除></p>
--	---

議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

第 40 条～第 41 条 <条文省略>

(報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 <条文省略>

第 7 章 計 算

第 44 条～第 47 条 <条文省略>

<新設>

第 6 章 会計監査人

第 36 条～第 37 条 <現行どおり>

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 <現行どおり>

第 7 章 計 算

第 40 条～第 43 条 <現行どおり>

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第 94 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。